

令和2年5月6日

生徒及び保護者の皆様へ

都立瑞穂農芸高等学校長
吉野剛文

新型コロナウイルス感染症対策における
「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応について

日ごろより、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されました。

生徒の皆さんは、引き続き不要不急の外出等を控え、感染症対策に引き続き万全を尽くすようにしてください。併せて、家庭で取り組む課題を郵送しますので、しっかりと取り組んでください。また、今後の予定を含む情報等は、学校ホームページに掲載します。毎日1回は、ホームページを確認するようにしてください。

よろしくお願ひします。

記

1 臨時休業の実施について

令和2年5月7日から令和2年5月31日まで臨時休業を実施します。

2 登校日の設定

登校日は、当面の間、設定しません。

3 学習指導

(1) 新規課題は、5月8日(金)に郵送します。

①家庭学習は、教科書等を活用して取り組んでください。課題の取り組み内容については、今後の評価に含まれます。

②1日のスケジュールを決めて取り組んでください。

③質問の受付方法は、ホームページに掲載しますので確認してください。

(2) その他

学科に係る補足資料は、ホームページに掲載していきますので活用してください。

4 家庭への連絡

6月1日(月)以降の予定、学校再開、課題、その他連絡については、ホームページ及び一斉メール等にてお知らせします。また、臨時休業に伴い、生徒の心身の状況や学習状況等を把握するために、電話等による連絡をさせていただくこともあります。

〔お問合せ先〕

都立瑞穂農芸高等学校

全日制課程 副校長 一ノ瀬 淳

電話 042-557-0142